

令和元年度沖縄県契約審議会 議事概要

- 1 日時：令和2年3月16日（月） 14:00～16:00
- 2 場所：沖縄県庁6階第2特別会議室
- 3 出席委員：大城 朝野委員、親川 進委員、神谷 幸子委員、
源河 忠雄委員、東盛 政行委員、平敷 徹男委員（会長）、
宮城 哲委員、山城 勝委員（50音順）
- 4 公開・非公開の別：非公開
理由：
沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条第6号に該当するため
- 5 議事の概要
審議事項：「沖縄県の契約に関する取組方針」の改定について

令和2年2月10日付け沖縄県諮問商第1号で沖縄県知事から諮問のあった沖縄県の契約に関する条例に基づく取組方針の改定について審議を行ったところ、委員から以下のような意見があった。

- 条例に基づく取組が進捗し、その結果がどう現れていくかという実効性が重要である。条例が形骸化しないよう引き続き条例の趣旨や取組の浸透を図り、各部局で連携し、着実にかつスピード感を持って取り組んでいただきたい。
- 取組がある程度進捗しているのはわかるが、各部局等に取組がどの程度浸透すれば十分なのかわかりにくく評価が難しい。今後は、取組を実施していない部局がどれだけあり、取組がどのくらい進捗したのかがわかるような数字も出していきたい。
- 事業者の適正な利益が確保されれば、労働環境の整備が促進され公共サービスの質も向上するといった好循環が図られるので、予定価格の設定に当たっては、資材及び人件費等の上昇に対応できるよう予算の確保が必要である。
- 女性活躍や子育て支援等の社会的価値向上の取組を積極的に推進し、企業努力を重ねている事業者については、県契約において評価する取組を検討していただきたい。また、企業努力を継続していくためには、入札参加資格審査だけでなく、受注においても企業努力が評価されるよう入札や企画競争においても総合的な評

価を行うことが必要である。

- 昨年12月にデジタル手続法が施行され、行政手続のオンライン化を図ることで利便性の向上や行政手続の効率化を図っていくという動きがある。電子契約を行えば現在事業者が負担している印紙税がかからないこととなるため、事業者負担の軽減のためにも、電子契約を実施できるよう検討してほしい。
- 法令遵守は必要であるが、県内の中小・小規模事業所においては働き方改革関連法への対応が追いついていない場合があるので、周知・啓発や専門家派遣等により事業者を支援していただきたい。
- 最近では、観光産業を中心に景気が急激に落ち込んでおり人員過剰の状況があると思われるので、公共事業により景気対策を行っていく必要があるのではいか。
- 那覇市においても条例制定を進めており、県と同様の取組方針により施策を展開すれば事業者にとっては同じ方向で取組を行うことができ、より一層の公共サービスの充実が図られると考える。この審議会での議論を踏まえた県の取組について那覇市へ情報提供を行い、那覇市の条例においても実効性が確保できるよう協力していただきたい。

審議の結果、取組方針（案）については、特に修正を要しないことが確認された。また、答申の文言調整については、会長に一任された。

以上